

別表 2

区 分		中小企業 振興資金	経営健全化支援	
			経営安定 対策	特別経営 安定対策
申 込 書	様式第 1 号 (提出部数 4 部)			
	様式第 1 号の 2 (提出部数 2 部)			
添 付 書 類 (提 出 部 数 4 部 再 生 支 援 資 金 は 3 部)	貸借対照表 (又は試算表) 及び損益計算書又はこれらに準ずるもの			
	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等 (写し可) (設備資金に限る。)			
	建築確認通知書の写し (建物を対象とする場合に限る。)			
	長野県県税及び市町村の定める税目に係る納税証明書	1		
	許可証等の写し (許可等を有する業種に限る。)			
	関係行政機関の意見書 (衛生、防火及び安全その他の事項について確認を必要と認めた場合に限る。)			
	事業計画書 (様式第 9 号)			
	創業計画書 (様式第 10 号)			
	創業計画に関する意見書 (様式第 11 号)			
	収支等計画書 (様式第 12 号)			
	新分野進出計画書 (様式第 13 号)			
	中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項の規定による経営革新計画の認定書等の写し、第 11 条第 1 項の規定による異分野連携新事業分野開拓計画の認定書等の写し、中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定による認定書等の写し (事業計画も含む。) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 38 号) 第 4 条第 1 項の規定による認定書等の写し (事業計画も含む。) 「社員の子育て応援宣言!」の登録証の写し (該当者に限る。)			
	特定中小企業者であることの市町村長の認定書 (信用保険法認定企業に限る。)			
	長野県福祉のまちづくり条例第 13 条及び第 19 条第 2 項に規定する指導及び助言についてこれを要しない旨の記載がある指導等通知書の写し (届出を要する場合に限る。)			
	金融機関の定める書類 (提出部数は金融機関の定めるところによる。)			
	市町村のり災証明書			
	事業継承同意書 (様式第 16 号)			
	経営向上計画書 (様式第 17 号)			
	再生支援資金の利用に関する同意書 (様式第 18 号、様式第 18 号の 2)			
	事業再生計画書、債権者の同意書、再生支援を受けたことを証する書類 (必要な場合に限る。)			
<u>平成 23 年東北地方太平洋沖地震 (平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部の地震及びその後の余震等も含む。)</u> に係る市町村等のり災証明書、原子力発電所の事故による災害に係る警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域に事業所を有することを証する書面または東日本大震災復興緊急保証中小企業者であることの市町村長の認定書				
<u>事業の開始が確認できる書類及び事業計画書 (必要な場合に限る。)</u>				
事業所周辺の略図 (設備資金にあつては設置する事業所の略図)				
信用保証を受けるための必要書類 (提出部数 1 部)	保 証 協 会	定款の写し (保証協会に初めて保証申込をする者に限る。)		
		登記簿謄本 (保証協会に初めて保証申込をする者に限る。)		
		信用保証委託契約書 (保証協会所定様式)		
		印鑑証明書 (申込みをする者及び連帯保証人)		
		従業員数確認書類 (一定規模以上の会社に限る。)		
	基 金 協 会	農外事業資金借入申込書類 (農協所定様式)		

- (注) 1 添付書類中「貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの」のうち、「これらに準ずるもの」とは、資産負債の状況を示した財産目録及び最近 1 年間の収支内容を明らかにしたものをいうものであること。
- 2 添付書類中「長野県県税及び市町村の定める税目に係る納税証明書」のうち、「長野県県税」とは長野県県税全般を対象とするため、全ての長野県県税に未納がないことの証明書であるので留意すること。

資金	創業支援資金			新事業活性化資金			再生支援 資金	東日本大 震災復興 支援資金
	災害対策	新規開業 予定者	開業後1年 未満の者	その他	福祉設備 設置者	新分野進出 計画作成者		
								—
								—
								—
								—
								—
								—
								—
								—
							2	
							3	
								—
								—
								—
								—
								—
								—
								—
								—

1 利用する保証によって、信用保証協会から提出を求められる場合がある。
2 「防災・環境調和向け」で環境公害対策設備を設置する者及び「節電・省エネ対策向け」を利用する者を除く。
3 事業再生円滑化保証を利用する場合を除く。